

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2016/8/15号 (No. 233)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 中国・イスラエル PPH 試行プログラムを無期限延長、8月1日より(国家知識産権網 2016年7月29日)
2. 日米欧中韓による商標五庁中間会合、北京で開催(商標局公式サイト 2016年7月27日)
3. SIPO 申長雨局長、パキスタンなど4国特許庁の責任者と会談(国家知識産権網 2016年7月27日)

○ 地方政府の動き

1. 広東と四川、知的財産権戦略的協力枠組み協定を締結(国家知識産権網 2016年8月3日)
2. 遼寧省、「知的財産権強省建設加速に関する実施意見」を発表(中国打撃侵権工作網 2016年8月1日)
3. 湖北省、小中学校知的財産権教育パイロット事業を開始(国家知識産権網 2016年7月29日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市豊台区、知的財産権保護の司法・行政連携メカニズムを刷新(中国打撃侵権工作網 2016年8月1日)
2. 江蘇・揚州市、裁判所と公証機関が知的財産権保護で連携(揚州市政府公式サイト 2016年8月1日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 北京、権利侵害取締活動を確実に推進、上半期に犯罪事件324件摘発(中国打撃侵権工作網 2016年8月3日)
2. 福建省で「劍網2016」特別行動を実施、ネット上の海賊版などを撲滅(中国打撃侵権工作網 2016年8月1日)

○ 統計関連

1. 江蘇省の専利出願が安定的に増加、1~6月は前年同期比28.59%増(国家知識産権網 2016年8月1日)

○ その他知財関連

1. 中米地理的表示保護巡回シンポジウムを四川省で開催(商標局 2016年8月3日)
2. 国家版權局と日本国文化庁が上海で著作権シンポジウムを共催(中国打撃侵権工作網 2016年8月3日)
3. 国家知識産権局、専利検索・分析システムをリニューアル(国家知識産権網 2016年7月26日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

- ★★★1. 中国・イスラエル PPH 試行プログラムを無期限延長、8月1日より★★★

中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)とイスラエル特許庁(ILPO)は、2014年8月1日に特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを開始した。試行期間は2年、今年7月31日に試行プログラムが期間満了を迎えた。

国家知識産権局とイスラエル特許庁が締結した「特許審査分野の協力深化と特許審査ハイウェイ試行プログラムの期間延長に関する共同声明」によると、双方は、中国・イスラエル PPH 試行プログラムを8月1日より無期限延長することで合意した。PPH申請に関する要件と申請手続きに変更はない。(出典：国家知識産権網 2016年7月29日)

★★★2. 日米欧中韓による商標五庁中間会合、北京で開催★★★

7月19～21日、日米欧中韓による商標五庁(TM5)中間会合が北京で開催された。商標五庁会合が開始されて以来、中国が主催する初の会合で、日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州連合知的財産庁、韓国特許庁、中国国家工商総局商標局からの代表およそ30名が参加した。世界知的所有権機関の代表がオブザーバーとして会合に出席した。

会合では、各担当庁からTM5枠組み下の14のプロジェクトの進捗状況が報告された。また、今年下半期に中国で開催予定の2016年年次会合の準備作業について討議が交わされた。業界団体・代理人団体等のユーザー代表者を対象に、今回の会合に初めて設けられたユーザーセッションの時間において、TM5プロジェクトについての現状紹介と質疑応答が行われた。

(出典：商標局公式サイト 2016年7月27日)

★★★3. SIPO 申長雨局長、パキスタンなど4国特許庁の責任者と会談★★★

7月21日、中国国家知識産権局(SIPO)の申長雨局長が北京で、「一帯一路」知的財産権ハイレベル会合に出席するために訪中した、パキスタン知的財産機構、モルドバ知的財産庁、ラトビア特許庁、リトアニア特許庁の責任者とそれぞれ会談を行った。申長雨局長は各会談の中で、中国の知的財産権活動の最新状況を紹介したうえで、「一帯一路」沿線国との知的財産権に関する協力、交流を絶えず深化させたいと表明した。

各国の責任者は、2国間協力事業のさらなる充実化、イノベーションの共同推進、知的財産権保護の強化などの期待を示した。リトアニア特許庁のデニス副長官は、国家知識産権局と正式な協力関係を確立したいと表明した。

(出典：国家知識産権網 2016年7月27日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 広東と四川、知的財産権戦略的協力枠組み協定を締結★★★

7月31日に行われた汎珠江デルタ地域(PPRD)知的財産権担当責任者会合の後、広東省知識産権局と四川省知識産権局が「知的財産権戦略的協力枠組み協定」(以下、「枠組み協定」)を締結した。双方は、知的財産権に関する改革、革新などの複数分野で一步踏み込んだ協力を行うことで合意した。広東省知識産権局の馬憲民局長と四川省知識産権局の謝商華局長が協定に署名した。

「枠組み協定」は協力趣旨、協力内容、協力体制といった3つの部分からなる。双方は、それぞれの優位性を活かして、知的財産権の改革・革新、知的財産権保護メカニズムの構築、知的財産権集約型産業の育成、知的財産権運営の促進、知的財産権サービス業の育成などで協力を展開し、知的財産権分野の全体的な影響力、競争力の向上に取り組む。

双方はまた、局長会合制度、連絡官制度、特別活動グループ制度を導入して、重大事項の推進で歩調を合わせ、各プロジェクトの順調な実施を確保することとしている。

(出典：国家知識産権網 2016年8月3日)

★★★2. 遼寧省、「知的財産権強省建設加速に関する実施意見」を発表★★★

遼寧省政府はこのほど、「新情勢における知的財産権強省建設加速に関する実施意見」を発表した。知的財産権管理体制・メカニズムの改革、厳格な知的財産権保護の実施、知的財産権創造・運用の促進等に関する30の施策が盛り込まれている。遼寧省の知的財産権に関する創造・運用・保護・管理・サービスの能力向上を目指す。

「実施意見」には、2020年に▽人口1万人あたり特許保有件数が7.36件に、▽特許保有の主要工業企業が全体の2割以上に、▽年間PCT出願件数が550件に、▽内国特許の平均維持期間が6.1年に、▽作品著作权の年間登録件数が2.5万件に、▽商標の有効登録件数が20万件に——それぞれ達する目標が掲げられている。また、知的財産権侵害行為への懲罰強化を求め、インターネット上の著作権侵害・海賊版を厳重に取り締まり、悪意による知的財産権侵害の関連情報を個人や企業の信用情報システムに登録することとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2016年8月1日)

★★★3. 湖北省、小中学校知的財産権教育パイロット事業を開始★★★

7月25日、湖北省知識産権局と省教育庁が共同で、湖北省の小中学校で知的財産権教育に関するパイロット事業を実施する旨の通達を出した。これにより、小中学校での知的財産権教育パイロット事業が正式に開始された。

湖北省人民政府が発表した「知的財産権強省建設加速に関する意見」には、小中学校で知的財産権の普及啓発を推し進めることが求められている。これに基づき、省知識産権局と省教育庁は、一部の小中学校でパイロット事業を実施して、省全体の知的財産権教育を牽引する方針を決定した。知識を尊重し、イノベーションを提唱し、知的財産権を保護する意識を青少年時代から育てる。第一陣として、20~30校を指定して経費や教育資源、育成訓練、PR等の面で支援を行い、2020年までに30~50校の「知的財産権モデル学校」を育成することを目指す。

(出典：国家知識産権網 2016年7月29日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京市豊台区、知的財産権保護の司法・行政連携メカニズムを刷新★★★

北京市豊台区の工商局はこのほど、豊台区人民検察院による検察意見書に基づいて調査を進めた結果、登録商標専用権を侵害した商品の販売者4人に対し、36万元の過料を課す処罰決定を下した。

司法と行政の連携を一層深め、商標権侵害に関する違法、犯罪の厳罰を図り、豊台区の工商局と人民検察院、公安局は、行政機関への不起訴事件の移送に関する「不起訴事件移送行政処罰弁法（試行）」を作成し、新しい司法・行政連携メカニズムを導入した。「情状が軽微」、「危害が少ない」、「証拠が不足」などの理由で不起訴にした事件について、検察機関は検察意見書を発行する上、適時に工商行政管理機関に移送する。行政管理機関は公安機関の協力のもとで、検察機関の検察意見書に基づいて行政処罰を決定する。これまでに、豊台区の検察機関からはすでに、工商局に商標権侵害事件6件が移送された。これらの事件に係る違法商品の金額などが470万元を超える。

(出典：中国打撃侵權工作網 2016年8月1日)

★★★2. 江蘇・揚州市、裁判所と公証機関が知的財産権保護で連携★★★

江蘇省揚州市司法局の公証管理处と市中級人民法院は、知的財産権保護に関する連動メカニズムを確立した。意思疎通及び協力を強化し、公証文書の質のさらなる改善に努めることにより、知的財産権関連の証拠保全に関する公証文書の裁判所審理における採用率の向上を図る。

今年年初に発表した「知的財産権保護を支える公証業務に関する指導意見」に基づき、各公証機関は、サービス意識を強化し、積極的に業務を展開している。これまでに知的財産権関連の証拠保全に関する公証文書321件を作成した。これらの証拠は、いずれも裁判所の審理で採用されており、権利者の合法的權益の保護に寄与している。

(出典：揚州市政府公式サイト 2016年8月1日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 北京、権利侵害取締活動を確実に推進、上半期に犯罪事件 324 件摘発★★★

今年上半期、北京市は全国の知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループの活動計画に基づいて、イノベーションによる発展駆動戦略と供給側構造改革を推進し、知的財産権侵害摘発の特別行動の確実な推進と長期的体制の整備に注力し、消費環境の改善と公平な市場環境の維持に努めてきた。

1～6月、北京市の行政部門が立件して調査した知的財産権侵害・模倣品事件は2287件に達する。このほか、56の模倣品製造販売拠点を閉鎖させ、犯罪の疑いがある31件を司法機関に移送した。公安機関は模倣品関連の犯罪事件324件を摘発し、容疑者287人を逮捕した。検察機関は容疑者68人の逮捕を批准し、195人について公訴を提起した。裁判所は知的財産権侵害・模倣品関連事件209件を受理し、結審した190件で222人に判決を下した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2016年8月3日)

★★★2. 福建省で「劍網 2016」特別行動を実施、ネット上の海賊版などを撲滅★★★

福建省の版權局、インターネット情報弁公室、通信管理局、公安庁などがこのほど共同で通達を出し、インターネット上の知的財産権侵害と模倣品を撲滅する「劍網 2016」特別行動を7月から11月にかけて実施すると発表した。

今回の特別行動では、インターネット上で文学作品、記事、動画作品などを無断で配信する知的財産権侵害行為を中心に、APPや電子商取引サイトなどを利用した侵害行為の摘発に重点を置き、ネット音楽やクラウドストレージ、記事転載などのさらなる規範化を図る。

また、各地方の著作権、インターネットコンテンツ、通信の管理当局と公安局に、▽ネット文学作品に関する著作権侵害、海賊版の摘発、▽APPを利用した著作権侵害、海賊版の摘発、▽オンライン広告連盟に関する取締行動の実施——といった3つの主要任務の達成を求めている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2016年8月1日)

○ 統計関連

★★★1. 江蘇省の専利出願が安定的に増加、1～6月は前年同期比 28.59%増★★★

国家知識産権局が公表したデータによると、今年1～6月、江蘇省の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数が22万6157件に達し、前年同期に比べて28.59%増加した。全国の総出願件数の15.65%を占める。この中で、特許出願は同33.90%増の7万8218件、企業による専利出願は同32.55%増の14万3154件であった。

1～6月の専利登録件数が9万6842件で、全国の総登録件数の13.32%を占める。この中で、特許登録件数は前年同期比45.47%増の2万2249件、企業による専利登録件数は全体の69.23%に当たる6万7044件であった。江蘇省の特許保有件数は6月末現在、13万2278件に達し、前年同期に比べて39.71%増加した。人口1万人あたり特許保有件数が16.62件となっている。

(出典：国家知識産権網 2016年8月1日)

○ その他知財関連

★★★1. 中米地理的表示保護巡回シンポジウムを四川省で開催★★★

7月27～28日、国家工商行政管理総局と米国特許商標庁が四川省で、中米地理的表示保護に関する巡回シンポジウムを共催した。米国特許商標庁の専門家と、国家工商行政管理総局、四川省工商局、一部の業界協会、企業の代表およそ30名がシンポジウムに参加し、中国と米国の地理的表示保護に関する制度、法律、政策、地理的表示製品の保護事例などについて議論を交わした。

また、国家工商行政管理総局商標局と米国特許商標庁の専門家らは、地理的表示を保有する現地企業を訪れ、地理的表示の利用状況などについて説明を受けた後、両国の地理的表示関連法制度や保護の実務をめぐって、企業関係者を対象に講義を行った。

(出典：商標局 2016年8月3日)

★★★2. 国家版權局と日本国文化庁が上海で著作権シンポジウムを共催★★★

7月28～29日、「2016中日著作権シンポジウム」が上海で開催された。中国国家版權局と日本国文化庁が主催し、上海市版權局が運営を担当した。シンポジウムで中国、日本それぞれの著作権に関する立法作業の最新状況、インターネット上の著作権侵害摘発活動、著作権産業の発展促進、国際協力事業の実施などについて、討議が行われた。

日本国文化庁長官官房の磯谷桂介審議官が率いる代表団が、上海冠勇信息科技有限公司と国家版權貿易基地（上海）を見学し、冠勇科技社のインターネット著作権監視保護システムと版權貿易基地の業務内容について説明を受けた。

中国と日本は2010年に「著作権戦略的協力覚書」を締結し、著作権分野の人材育成、情報交流メカニズムを確立した。著作権に関する協力と交流の有効な場として、中日著作権シンポジウムの開催は、両国の著作権保護と著作権産業発展を促進する重要な意義があるとみられる。

(出典：中国打撃侵權工作網 2016年8月3日)

★★★3. 国家知識産權局、專利検索・分析システムをリニューアル★★★

国家知識産權局は、公衆に向けてサービスを行う「專利検索・分析システム」をリニューアルした。7月26日、新システムが正式に運用開始された。

2011年に運用を開始した同システムは、一般の人々と国際ユーザーを対象にした専門的で優秀な專利検索・分析サービスの提供に注力してきた。103の国家（地区）、組織の專利データ1億3000万件を収録している同システムへの総アクセス数が7080万回を、登録ユーザー数が13万人をそれぞれ超える。

より使いやすい検索、分析機能をユーザーに提供し、ユーザーエクスペリエンスを一層改善することを狙い、国家知識産權局は今年年初にリニューアル作業を始動した。新システムは、システム操作がより簡単に把握できるほか、ユーザーの様々なニーズに対応するための「個人管理画面」なども追加した。

(出典：国家知識産權網 2016年7月26日)

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved